

# 【参 照 条 文】

## 資料 1 全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の決定について（案）

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（保険料率）

第 160 条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1000 分の 30 から 1000 分の 100 までの範囲内において、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するものとする。

2 前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）は、当該支部被保険者に適用する。

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第 52 条第 1 号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する第 153 条第 1 項の規定による国庫補助の額を除く。）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

二 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（第 153 条及び第 154 条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに第 173 条の規定による拠出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第 154 条の 2 の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第 151 条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

4 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

5 （略）

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 9～17 (略)

#### 資料4 - 1 全国健康保険協会定款の一部変更について(案)

##### 全国健康保険協会定款(抄)

###### (一般保険料率)

第37条 法第160条第1項の規定による一般保険料率は、同条第3項の規定に基づき算定し、同条第4項の規定に基づき調整を行い、支部被保険者(各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者(日雇特例被保険者を除く。以下この章において同じ。)及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。)を単位として、別表2のとおり定める。

###### (特定保険料率等)

第39条 法第160条第14項の規定に基づき定める特定保険料率は、別表2に定める率とする。

2 法第160条第15項の規定に基づき定める基本保険料率は、別表2に定める率とする。

###### (介護保険料率)

第40条 法第160条第16項の規定に基づき定める介護保険料率は、別表3に定める率とする。

###### (日雇特例被保険者の保険料額)

第41条 法第168条第1項の規定に基づき算定された日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、別表4に掲げる額とする。

###### (介護保険料率)

第55条 船保法第123条第1項の規定に基づき定める船員保険の介護保険料率は、別表6に定める率とする。

## 資料 4 - 2 特定保険料率及び基本保険料率について

### 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

#### （保険料率）

第 1 6 0 条 （略）

2 ~ 13 （略）

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第 1 5 3 条及び第 1 5 4 条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16・17 （略）

#### 附 則

##### （退職者給付拠出金の経過措置）

第 4 条の 3 国民健康保険法附則第 1 0 条第 1 項の規定により基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第 7 条の 2 第 3 項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは「及び国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）附則第 1 0 条第 1 項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法」と、第 1 5 1 条中「及び第 1 7 3 条の規定による拠出金」とあるのは「、第 1 7 3 条の規定による拠出金及び退職者給付拠出金」と、第 1 5 5 条第 1 項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、第 1 6 0 条第 3 項第 2 号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第 1 4 項中「国庫補助額を控除した額」とあるのは「国庫補助額を控除した額）並びに退職者給付拠出金の額」と、附則第 2 条第 1 項中「日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金、退職者給付拠出金」とする。

##### （病床転換支援金の経過措置）

第 4 条の 4 高齢者の医療の確保に関する法律附則第 2 条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第 7 条の 2 第 3 項中「及び国民健康保険法」とあるのは「、同法附則第 7 条第 1 項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」と、前条の規定により読み替えられた第 1 5 1 条中「第 1 7 3 条」とあるのは「病床転換支援金等、第 1 7 3 条」と、第 1 5 3 条第 2 項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び同法附則第 7 条第 1 項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」と、第 1 5 4 条第 2 項中「及

び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第7条第1項に規定する病床転換支援金」と、前条の規定により読み替えられた第155条第1項中「及び退職者給付拠出金」とあるのは「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」と、前条の規定により読み替えられた第160条第3項第2号中「及び退職者給付拠出金」とあるのは「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」と、前条の規定により読み替えられた第160条第14項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第173条第1項及び第176条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた附則第2条第1項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

#### 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）

##### 附 則

（老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用）

第六条 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第百五十一条、第百五十五条、第百六十条及び附則第二条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条、第百五十四条、第百七十三条及び第百七十六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第百六十条第十四項	及び病床転換支援金等の額	、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金の額
（略）	（略）	（略）

#### 資料4 - 3 平成22年度の介護保険料率について

##### 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第160条 （略）

2～15 （略）

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介

護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

資料4 - 4 平成22年度の日雇特例被保険者の保険料額について

健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（標準賃金日額）

第124条 標準賃金日額は、日雇特例被保険者の賃金日額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）による。

標準賃金 日額等級	標準賃金日額	賃金日額	
第1級	3,000円	3,500円未満	
第2級	4,400円	3,500円以上	5,000円未満
第3級	5,750円	5,000円以上	6,500円未満
第4級	7,250円	6,500円以上	8,000円未満
第5級	8,750円	8,000円以上	9,500円未満
第6級	10,750円	9,500円以上	12,000円未満
第7級	13,250円	12,000円以上	14,500円未満
第8級	15,750円	14,500円以上	17,000円未満
第9級	18,250円	17,000円以上	19,500円未満
第10級	21,250円	19,500円以上	23,000円未満
第11級	24,750円	23,000円以上	

2・3 （略）

（日雇特例被保険者の保険料額）

第168条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、1日につき、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額
  - イ 標準賃金日額に平均保険料率（各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。以下同じ。）と介護保険料率とを合算した率（介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、平均保険料率）を乗じて得た額
  - ロ イに掲げる額に100分の31を乗じて得た額
- 二 賞与額（その額に1000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が40万円（第124条第2項の規定による標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ。）を超える場合には、40

万円とする。)に平均保険料率と介護保険料率とを合算した率(介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、平均保険料率)を乗じて得た額

2 (略)

(日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務)

第169条 日雇特例被保険者は前条第1項第1号イの額の2分の1に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第2号の額の2分の1の額の合算額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額、同項第1号ロの額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第2号の額の2分の1の額の合算額を負担する。

2~8 (略)

#### 資料5 平成22年度の船員保険の介護保険料率について

船員保険法(昭和14年法律第73号)

(介護保険料率)

第130条 第123条第1項第1号の介護保険料率は、各年度において協会が納付すべき介護納付金の額を当該年度における介護保険第2号被保険者である被保険者の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、協会が決定する。

2 第128条第10項の規定は、介護保険料率について準用する。